『行政指導』と『公表』による規制強化

刑事罰だけではない、改正条例がもたらす経営への影響

風俗関連営業への規制強化

全ての業種を対象とした、
未然防止のための指導が実施されます。

⇒業種を理由にした言い逃れが不可能となります。

執拗な「勧誘」と「誘引」の禁止

客引き行為に対しては指導後、速やかに警察に情報提供を行います。

また、風俗関連営業については不特定多数への「誘引」も規制対象となります。

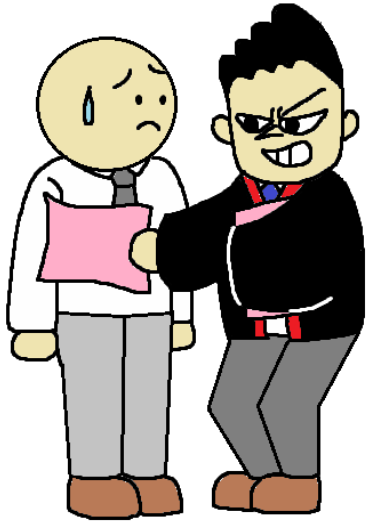

両罰規定（経営者の責任）

罰せられるのは

客引きをした従業員と

雇用主である事業者

両者とも公表の対象

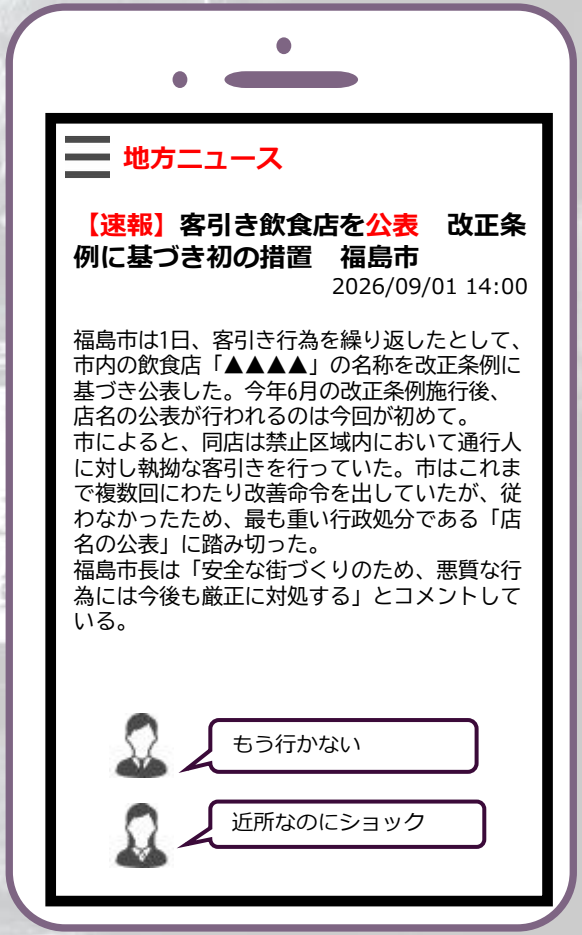

写真はぱそたくより

業界全体でのイメージアップ

強引な客引きは業界全体のイメージ悪化を招きます。

ルールに基づいた公正な営業活動により地域との共生を目指しましょう。